

第 282 回個人情報保護審議会  
(タイムスケジュール)

令和 4 年 3 月 25 日 (金) 西庁舎 12 階西 12A 会議室

13:30	<個人情報保護審議会 開会>
	◎名古屋市個人情報保護制度の改正について (公開)
13:30	・ 匿名加工情報について (説明 15 分)
13:45	(質疑応答・審議 20 分)
14:05	・ 審議会の審議事項について (説明 15 分)
14:20	(質疑応答・審議 25 分)
14:45	◎個人情報の電子計算機処理の開始等について
14:50	<個人情報保護審議会 閉会>

# 第282回名古屋市個人情報保護審議会

日時：令和4年3月25日（金）

午後1時30分～

場所：西庁舎12階 西12A会議室

## 議 題

- 1 名古屋市個人情報保護制度の改正について（公開）
  
- 2 個人情報の電子計算機処理の開始等について（公開）
  - (1) 個人情報の電子計算機処理の開始について  
名古屋市立高等学校入学者選抜ネットワーク（教育委員会事務局指導室）
  
  - (2) 個人情報の電子計算機処理に係る重要な変更について  
期日前・不在者投票システム（選挙管理委員会事務局選挙係）
  
  - (3) 特定個人情報保護評価書に係る第三者点検について  
個人住民税に関する事務（財政局税務システム整備室）  
軽自動車税に関する事務（同上）  
固定資産税に関する事務（同上）
  
  - (4) 令和3年度個人情報保護審議会小委員会で審議された案件について

## 次回以降の日程等について

### ○第283回

日時：令和4年4月22日（金） 午後1時30分から午後2時50分

場所：名古屋市役所西庁舎12階 西12E会議室

### ○第284回

日時：令和4年5月19日（木） 午後1時30分から午後2時50分

場所：名古屋市役所西庁舎12階 西12A会議室

### ○第285回

日時：令和4年6月3日（金） 午後1時30分から午後2時50分

場所：未定

事項		行政機関等匿名加工情報の提供（新規事項）	
分類	条例で規定しなければならない	行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を地方公共団体の機関と締結する者は、(略) 条例で定める額の手数料を納めなければならない（第 119 条第 3 項）	
	条例での規定が許容される	「事業が新たな産業の創出 (略) に資するものであること」についての審査に当たり参照する基準の策定のために、(略) 審議会等に対して諮問することも妨げられません。(QA A6-1-2)	
匿名加工情報の概要	趣旨		公的部門が有するデータを、個人を識別できないよう加工※した上で、豊かな国民生活の実現に資することを目的として民間事業者を提供するもの
	提案制度	フロー図	別添 1 のとおり
		手数料	<p>手数料の額は、実費を勘案して政令で定める額 (①～③) を標準として定める必要がある。</p> <p>① 基本事務 (審査事務等) に対応する金額として 21,000 円</p> <p>② 行政機関等匿名加工情報の作成の時間 (職員の工数) 1 時間まで毎に 3,950 円</p> <p>③ 行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合に受託者に対して支払う実費</p>

※これに加え、特定の個人を識別するための行為を禁止することにより、法的措置によっても個人識別性を失わせることとしている

#### 【考え方 (案)】

対応案	<p>(基本的な考え方)</p> <p>市民の理解や信頼を得て制度を運用できるよう、以下の視点で対応を検討する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○現状の個人情報保護条例における個人情報の取扱いルールをベースとしつつ、行政機関等匿名加工情報 (以下、「加工情報」という。) が個人情報でないことを前提に、データ流通に支障のない適切な保護のあり方を検討する</li> <li>○加工情報を元に個人が識別されることがないように、識別行為禁止規定の周知・適切な運用とあわせ、加工の適切さを担保できる審査のあり方を検討する</li> </ul> <p>(対応案)</p> <p>別添 2 のとおり (手数料は国の基準と同額とする)</p>
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手数料は国の基準と同額でよい</li> <li>○事業者の提案内容の公表について、ノウハウ流出への懸念から事業者が提案をためらうことにならないようなあり方を検討する必要がある</li> <li>○識別行為禁止規定について、違反時の直接的な罰則がないことを前提に、保護のあり方を検討する必要がある</li> <li>○契約上の利用期間終了後に、加工情報や、加工情報を活用して事業者が作成等した成果物の取扱いにより、個人の権利利益が侵害されないようにする必要がある</li> </ul>
方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○手数料は国の基準と同額とする</li> <li>○対応案を前提に、以下の観点に留意した対応を行う <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の提案内容の公表は、識別行為の禁止規定の遵守など、加工情報の適正な取扱いを事業者に促す効果も期待される点と、手法によってはデータの利活用 に支障を生じうる点の双方を踏まえ、バランスの取れた手法により行う</li> <li>・提供先事業者において識別行為の禁止規定が遵守されるよう、提供先事業者の加工情報の取扱い状況を適切に把握するための対応を行う</li> <li>・加工情報の提供により、契約上の利用期間終了後に個人の権利利益を侵害する事態が生じないように、利用期間終了後の廃棄について安全管理措置の基準に定めるなどの対応を実施する</li> </ul> </li> </ul>

## (改正法における規律内容)

## 改正法施行後

## 【法】

## 法第109条

## 1 (略)

2 行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、行政機関等匿名加工情報を提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合（法第5章第5節の規定に従う場合を含む。）

(2) 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合において、当該保有個人情報を加工して作成した行政機関等匿名加工情報を当該第三者に提供するとき。

## 法第110条

行政機関の長等は、当該行政機関の長等の属する行政機関等が保有している個人情報ファイルが第60条第3項各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 第112条第1項の提案の募集をする個人情報ファイルである旨

(2) (略)

## 法第117条

行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を作成したときは、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いた保有個人情報を含む個人情報ファイルについては、個人情報ファイル簿に次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 行政機関等匿名加工情報の概要として個人情報保護委員会規則で定める事項

(2) ・ (3) (略)

## 法第120条

行政機関の長等は、第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約を解除することができる。

(1) ・ (2) (略)

(3) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

法第121条 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該行政機関等匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該行政機関等匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

2 行政機関の長等は、行政機関等匿名加工情報…（中略）…の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、行政機関等匿名加工情報等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、行政機関等から行政機関等匿名加工情報等の取扱いの委託を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

## 法第123条

1 行政機関等は、匿名加工情報（行政機関等匿名加工情報を除く。）を第三者に提供するときは、法令に基づく場合を除き、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。

2 (略)

3 行政機関等は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 (略)

行政機関等匿名加工情報の提供の際のフローについて

市政情報室	データ所管課	事業者等	備考	保護の仕組み
	①ファイルの選定		提案の募集対象となる個人情報ファイルを選定し、個人情報ファイル簿に掲載・公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報公開請求に対し意見聴取を行うことなく全部非公開となる保有個人情報を提供対象から除外</li> <li>募集対象となる個人情報ファイル簿に記載・公表し透明性を確保</li> </ul>
②ファイル簿公表				
	③提案の募集	④提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年度1回以上提案募集</li> <li>行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供しようとする者は、当該事業に関する提案を実施</li> </ul>	未成年者等、欠格事由に該当する者は提案不可
	⑤提案の受付			
	⑥審査・通知		受け付けた提案については、提案書等に記載された内容に関し、各審査基準に適合するかどうかについて審査	(主な審査基準) <ul style="list-style-type: none"> <li>欠格事由該当性</li> <li>加工基準適合性</li> <li>新たな産業の創出等に資するものであること</li> <li>利用期間適切性</li> <li>安全管理措置の基準適合性</li> </ul>
	⑦手数料納付・徴収		審査基準に適合する旨の通知を受けた提案をした者は、手数料を納付し、市との間で、利用に関する契約を締結	
	⑧契約締結			
⑩ファイル簿公表	⑨作成(加工)		行政機関等匿名加工情報を作成するときは、保有個人情報を加工	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人識別や復元ができないよう基準に従い加工</li> <li>作成された行政機関等匿名加工情報の概要をファイル簿に掲載・公表</li> </ul>
	⑪提供		行政機関等匿名加工情報を作成した後は、速やかに契約者に提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏えいを防止するために必要な措置を講じる</li> <li>特定の個人を識別するための行為を禁止</li> </ul>
		⑫管理	安全管理措置を遵守	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約において定められた事項について重大な違反があったとき等は契約を解除・委員会へ報告</li> </ul>
⑬苦情受付			苦情の適切かつ迅速な処理	誠実かつ迅速に対応することで国民からの信頼を確保

※⑤～⑧においては、市政情報室の関与が生じる場合がある

条項	趣旨・内容	行政機関等匿名加工情報の取扱いルール	課題	対応案
§6 個人情報取扱事務の届出	取扱いの内容を明らかにする等のため、個人情報を取り扱う事務について公表 ※主な公表事項 事務の目的及び概要、対象者の範囲、記録項目、取得先、経常的な目的外提供先等	○作成しうる旨をファイル簿に掲載 ○提案募集の対象となるファイルについて公示 ○提案を受け作成した場合は、個人情報ファイル簿に本人の数及び含まれる情報の項目等を記載	提供に係る事業者の提案事業について、市民にとって分かりづらく、運用のさらなる透明化が必要	事業者の提案内容に係る情報を公表
§8 取得の制限	本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときには、利用目的をあらかじめ明示しなければならない			
§10 個人情報の適正管理	適正な維持管理を確保等しなければならない	漏えいを防止するために、必要な措置を講じなければならない	安全管理措置の規程の策定が必要	審議会など第三者の関与を経て規程を策定
§11 利用及び提供の制限	一定の場合※を除き、事務の目的以外の目的のために、利用・提供してはならない ※①本人の同意がある又は本人へ提供するとき ② 法令又は条例に定めがあるとき ③公表することを目的として作成等したとき 等	次の場合を除き、提供してはならない ① 法令に基づく場合 ② 保有個人情報を利用目的のために第三者に提供することができる場合	審査が適切に行われない場合、本人の予期せぬ提供による不安・懸念を生じさせるため、審査の適切さの担保が必要	適切に審査が行われる仕組みの構築に向け検討（審査基準、審査体制等）
§12 提供先への措置の要求	提供するときは、必要な措置を講ずることを求め、適正に取り扱われていないときは、返却等を求めるものとする ※取扱いを適正に行っているかを判断するためには、提供する際の条件に調査等の求めに応ずることを定めておくことが有効	契約において定められた事項について重大な違反があったときは、契約を解除できる	（提供先が取扱いを適正に行っているかを把握するための仕組みが必要）	○取扱状況について提供先から報告等を徴取 ○必要に応じて提供先に調査を実施

## 【参考1】 行政機関等匿名加工情報に係る安全管理措置について定める内容のイメージ

項目	内容
アクセス制限	アクセスする職員の範囲及び権限を必要最小限に制限
複製等の制限	複製・送信・適正管理に支障が及び得る行為等の制限
誤りの訂正等	内容に誤りがあった場合の訂正
媒体の管理等	記録された媒体の保管・施錠
管理者権限の設定	管理者権限を最小限とするための必要措置の構築
情報システムにおける処理	複製対象は必要最小限とし、不要となった情報は速やかに削除
記録媒体等の接続制限	USBメモリ等の媒体等の情報システムへの接続の制限
端末機器の限定	処理を行う端末機器を限定
端末機器の持ち出し禁止等	責任者が必要と認めたときのみ持ち出し等が可能
情報システム設計書等の管理	設計書等が外部に知られないよう必要な措置を実施
業務の委託等	作成又は取扱いに係る業務を委託する場合の必要な措置の構築（契約書への必要事項の明記）
事案の報告等	漏えい等の発生等を把握した場合の管理者への報告
点検	保管方法等の定期的な点検及び長への結果の報告
評価及び見直し	結果の報告を受けた措置の評価及び見直し
契約解除に関する報告	情報の利用に関する契約の解除に際した報告

## 【参考2】 審査の基準（法第114条第1項）

- (1) 提案者が欠格事由に該当しないこと。
- (2) 本人の数が1,000人以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であること。
- (3) 加工の方法が基準に適合するものであること。
- (4) 事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであること。
- (5) 期間が利用の目的及び方法からみて必要な期間であること。
- (6) 利用の目的及び方法並びに安全管理措置が本人の権利利益を保護するために適切なものであること。
- (7) 行政機関等の事務又は事業の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲で提案に係る行政機関等匿名加工情報を作成することができること。

## 【参考3】加工の基準（規則第62条）

- (1) 特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること
- (2) 個人識別符号の全部を削除すること
- (3) 保有個人情報と当該保有個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号を削除すること
- (4) 特異な記述等を削除すること
- (5) 前各号に掲げる措置のほか、当該個人情報ファイルの性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること

## 【参考4】非識別加工情報の利活用状況

提供元	提供先(事業内容)	対象ファイル		利用内容等
		名称(主な記録項目)	本人の数	
住宅金融支援機構※	住信 SBI ネット銀行株式会社	個人融資マスターデータファイル(融資申込金額、前年年収、家族構成、借入残高、現住居形態、現住所郵便番号)	118 万人	幅広い顧客層に安価で良質な住宅ローンを提供するための AI 審査モデルの構築に利用
市川市	株式会社エクサウイザーズ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険システム(給付の状況、生年月日、性別、住所)</li> <li>・健康管理システム(健診データ、身長、体重)</li> <li>・国保総合システム(医療費、レセプトの点数)</li> <li>・市民税オンラインシステム(収入)</li> </ul>	1 万 3 千人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護費、医療費及び要介護度を予測するための統計解析、機械学習に利用</li> <li>・非識別加工は委託により実施</li> <li>・分析した結果について、市にフィードバック</li> <li>・利用期間はデータ入手から1年間で、期間経過後にデータは返却</li> </ul>



## 【参考5】匿名加工情報に係る識別行為の禁止規定について

- 地方自治体等から行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者には、匿名加工情報取扱事業者に係る各種義務規定が適用され、当該義務規定の中に識別行為の禁止規定（§ 45）が含まれる
- 匿名加工情報取扱事業者がこの規定に違反した場合、個人情報保護委員会は、当該匿名加工情報取扱事業者に対し、勧告・命令を行うことができる（§ 148）
- この命令に違反した場合、匿名加工情報取扱事業者は、§ 178 により一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処することとされているほか、§ 184 により一億円以下の罰金刑が科せられることとされている

【参照条文：個人情報保護法（令和5年春施行後）】

第四十五条 匿名加工情報取扱事業者は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは（略）加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。

第四百四十八条 委員会は、（略）匿名加工情報取扱事業者が第四十四条若しくは第四十五条の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 委員会は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者等が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 委員会は、前二項の規定にかかわらず、（略）匿名加工情報取扱事業者が第四十五条の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者等に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 委員会は、前二項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた個人情報取扱事業者等がその命令に違反したときは、その旨を公表することができる。

第七百七十八条 第四百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第七百七十八条及び第七百七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第八十二条 同条の罰金刑

事項	審議会の審議事項	
規定上の 変更点	電子計算機処理の開始等について、条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（以下、「条例意見聴取事項」という。）として審議会の調査審議の対象とする旨の規定がなくなる ※専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めるところにより、審議会等に諮問することができる	
分類	1 ②条例での規定が許容される	（略）「特に必要な場合」とは、個人情報保護制度の運用やその在り方について専門的知見を有する者の意見も踏まえた審議が必要であると合理的に判断される場合をいう。
	2 条例での規定は許容されない	この点、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めてはならない。（GL67頁）

## 【考え方（案）】

現行制度	制度の公正かつ民主的な運営を確保するため、条例意見聴取事項に該当する個人情報の取扱いについて、事前に審議会の意見を聞いて行っている
改正法	○個情委が一元的に法を所管する ○一元的な執行の観点から、条例意見聴取事項等について、審議会に意見を典型的に聞くこととすることが許容されない
対応案	条例意見聴取事項について、審議会にて以下のとおり取扱うこととすることで、引続き市としての制度の公正かつ民主的な運用を確保する（審議事項全体のイメージは別添3のとおり） ○個人情報の分析などの一定の電子計算機処理 <sup>*</sup> 等、市内部の規定に照らした個別の運用の適否等について、必要に応じ諮問を行い、答申を受ける ○審議会に報告を行い、審議会が法令等の適合性等の観点から運用状況を確認できるようにするとともに、当該報告事項を制度の運用状況として公表することで透明化をはかる ※臨時委員による審議を行うなど、審議会の体制や審議のあり方について見直す
主な意見	○地域特性に応じて保護のルールを検討する際はしっかり審議会に相談してほしい ○審議会の関与の望ましいあり方は、個情委の関与のあり方によっても変わっていくと考えられる ○個人情報の取扱いについて市民の信頼を得るため、また、現場に近いところで制度の課題等を把握できるようにするため、第三者の関与としての審議会への事後報告を制度に組み込むことは重要である
方向性 （案）	○地域特性に応じた本市制度のあり方に関する諮問を適切に行うなど、対応案に掲げた対応を適切に運用する ○個情委の関与のあり方について引続き情報収集し、審議会の関与のあり方は必要に応じ見直す

(条例・改正法における規律内容比較表)

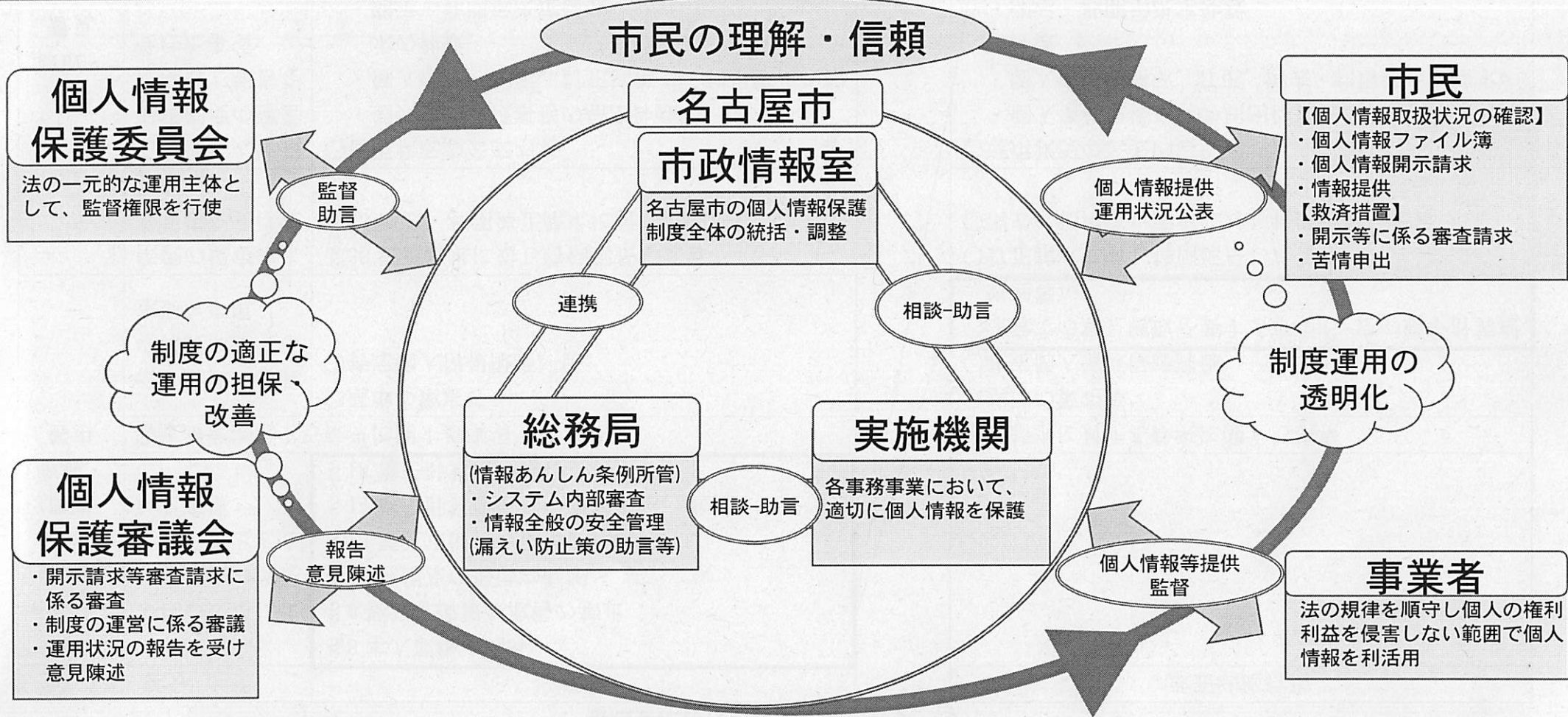
現行制度	改正法施行後
<p><b>【条例】</b> (審議会)</p> <p>第51条 市長の附属機関として、名古屋市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 審議会は、市長又は実施機関の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を当該市長又は当該実施機関に答申する。</p> <p>(1) この条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項</p> <p>(2) 第48条第1項に規定する審査請求に対する裁決に関する事項</p> <p>(3) その他個人情報の保護に関する重要な事項</p> <p>3 審議会は、この条例の規定により報告を受けた事項その他個人情報保護制度の運営に関して報告を受けた事項について、実施機関に対して意見を述べることができる。</p>	<p><b>【法】</b></p> <p>法第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</p>

審議会における審議事項のイメージ

区分		現状	改正法施行後
調査 審議・ 答申	条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項	§ 8 本人取得の例外 § 9 要注意情報の取得の禁止 § 11 利用及び提供の制限 § 13 要注意情報の電子計算機処理 § 14 電子計算機処理の新規開始、重要な変更 § 15 電子計算機の結合	
	審査請求に対する裁決に関する事項		審査請求に対する裁決に関する事項
報告 徴取・ 意見 陳述	その他個人情報の保護に関する重要な事項	<input type="checkbox"/> 基準の策定等 <input type="checkbox"/> 特定個人情報保護評価	<input type="checkbox"/> 基準の策定等 <input type="checkbox"/> 特定個人情報保護評価 <input checked="" type="checkbox"/> 任意での意見聴取を要する事項(一定の電子計算機処理等)
	条例の規定により報告を受けた事項	§ 38 訂正請求に対し特例延長した旨 § 46 消去・利用停止請求に対し特例延長した旨	<input type="checkbox"/> 訂正請求に対し特例延長した旨 <input type="checkbox"/> 消去・利用停止請求に対し特例延長した旨
	その他個人情報保護制度の運営に関して報告を受けた事項	<input type="checkbox"/> 運用状況の公表内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報取扱事務の届出件数</li> <li>・ 個人情報の開示、訂正、消去・利用停止の請求の件数</li> <li>・ 開示・非開示決定件数</li> <li>・ 審査請求件数</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 運用状況の公表内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報取扱事務の届出件数</li> <li>・ 個人情報の開示、訂正、消去・利用停止の請求の件数</li> <li>・ 開示・非開示決定件数</li> <li>・ 審査請求件数</li> </ul>
		<input type="checkbox"/> 条例に関連する規程の整備、改正に関すること	<input checked="" type="checkbox"/> 条例意見聴取事項に準ずる取得 <input checked="" type="checkbox"/> 条例意見聴取事項に準ずる利用及び提供 <input checked="" type="checkbox"/> 条例意見聴取事項に準ずる電子計算機処理 <input type="checkbox"/> 条例に関連する規程の整備、改正に関すること

## 改正後の名古屋市個人情報保護制度の概要（案）

- 個人情報保護委員会により、法の運用について助言・監督を受け、全国的統一ルールに沿った運用を担保する
- 個人情報保護審議会による運用状況の確認を受けることで**本市制度の適正な運用の担保・改善**につなげ、運用状況を市民に公表することで**透明化**を図る
- 上記で確保した市民からの**信頼**を基盤とし、**データの利活用の施策**を適切に運用する



名古屋市個人情報保護制度改正に係る対応の考え方（第2章）

現行条例	改正後の規定のあり方（案）	役割				
		実施機関	市政情報室	審議会※	個人情報委	あんしん条例
§6 個人情報取扱事務の届出 法75 個人情報ファイル簿の作成及び公表	個人情報の取扱いを明らかにする手法を規定（条例又は要綱）	公表する届出等の作成	・とりまとめ・取扱状況のチェック ・公表			(なし)
§8 取得の制限 §9 要注意情報の取得の禁止	現行条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（以下、「条例意見聴取事項」という。）に準ずる取得に係る市政情報室や審議会の関与（協議・報告等、以下同じ）を規定（要綱）	条例意見聴取事項に準ずる取得・提供について、市政情報室に協議・報告（以下、「協議等」という。）	・実施機関の報告を受付・チェック ・実施機関の協議に対応→必要に応じ個人情報委等に相談 ・実施機関から報告等を受けた事項について審議会に報告	・取扱状況の報告を受け意見陳述	必要に応じ情報提供・助言・監督権限を行使	
§11 利用及び提供の制限	条例意見聴取事項に準ずる提供に係る市政情報室や審議会の関与を規定（要綱）					
§13 要注意情報の電子計算機処理の禁止 §14 電子計算機処理の制限 §15 電子計算機の結合の禁止	（国の関与のあり方により、必要に応じ）個別事案について任意で意見を聴ける旨を規定（条例）	一定の電子計算機処理について市政情報室に報告	・あんしん条例上の内部審査・セキュリティポリシー策定に関与 ・審議会に報告	個別事案について任意で諮問を受ける		

※記載されているもののほか、本市個人情報保護制度の推進を図るため必要な事項等についての調査審議や、市の条例に関連する規程等についての意見陳述等を行う

名古屋市個人情報保護制度改正に係る対応の考え方（非開示理由の異同の整理）

（考え方）

非開示情報については、現行条例と法において一部に規定上の相違があるものの、**実運用に大きな影響はない**と考えられる  
 →国のガイドラインや条例の解釈・運用等の規定により**法の解釈を庁内に周知**し、改正法施行後も開示・非開示について適切な判断がなされるようにする

（主な論点（他の非開示理由は規定上も大きな異同無し）

現行条例（§20(1) 非開示情報）	改正法（§78(1) 不開示情報）	規定上の変更点	整理
① 開示請求者の <b>生命、身体、健康、生活又は財産</b> を害するおそれがある情報	①開示請求者の <b>生命、健康、生活又は財産</b> を害するおそれがある情報	法の不開示情報には開示請求者の身体を害するおそれのある情報が含まれない	実運用上の影響はないものと考えられる
②代理人により開示請求がなされた情報であって、当該代理人に開示することが本人の利益に反すると認められるもの		利益相反情報について、条例§20(1)②に相当する規定が法にない	§78(1)により不開示にすることと整理されている※1
③開示請求者以外の者の <b>個人情報であって、その者の正当な権利利益を害するおそれがある情報（公務員等の職、氏名、職務の内容を除く。氏名を開示することにより、その者の正当な権利利益を害するおそれがある場合は、氏名を除く）</b>	②開示請求者以外の個人に関する情報であって、 <b>特定の個人を識別することができるもの（公務員等の職、職務の内容を除く。）</b>	条例では個人の権利利益を害するおそれがある情報が非開示、法では個人を識別することができる情報が非開示	一般に、個人の権利利益侵害の有無の判断は困難であり、個人を識別できれば非開示という判断にならざるを得ないとも考えられることから、実質的に大きな差はない
		法においては、公務員等の氏名が、例外的に開示となる公務員の職務遂行情報に含まれない	公務員等の氏名について、慣例として開示請求者が知ることができる情報は開示となる※2
⑦行政運営支障情報 事務事業ごとの支障の例に「指導、評価、選考、判定、診断等」が含まれる	⑦行政運営支障情報 事務事業ごとの支障の例に「指導、評価、選考、判定、診断等」が含まれない	法においては、事務事業ごとの支障の例に「指導、評価、選考、判定、診断等」が含まれない	例示のない事務支障についても包括規定で判断できる※3ものとされている
⑧任意提供情報 個人又は法人等が、実施機関の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供した情報	③法人等の事業活動情報 法人等が行政機関等の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたもの	法においては、任意提供情報の提供主体に（事業を営まない）個人が含まれない	開示することで開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある場合などは②個人情報又は⑦行政運営支障情報に該当し非開示とすることとなる
⑨法令秘情報	（なし）	法令秘情報について、条例§20(1)⑨に該当する規定が法にない	他の規定で非開示等の判断を行う※4

※1 法定代理人に開示することにより本人の権利利益を侵害するおそれがあるような場合には、第1号に規定する不開示情報に該当する（QA A5-3-1）

※2 慣行として開示請求者が知ることができる情報については、例外的に開示することとなる。例えば、一般に販売されている職員録に職と氏名が掲載されている場合には、「慣行として開示請求者が知ることができる」場合に該当する。（QA A5-4-4）

※3 例示されているもの以外については、「その他当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」として判断する。（ガイド202頁）

※4 他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、当該情報が他の非開示情報のいずれに該当するかを実質的に判断する（QA A5-4-3）



名古屋市個人情報保護制度改正に係る対応の考え方（第3章）

現行条例	改正法	規定上の変更点	対応等
§18 開示請求権 (請求できる者) 本人及び法定代理人(未成年者、 成年被後見人)	§76 開示請求 (請求できる者) 本人、法定代理人(未成年者、成 年被後見人)及び <b>本人の委任によ る代理人</b> (任意代理人)	本人の委任による代理人に よる開示請求が可能になる	任意代理人の請求につき ・本人の委任の意思を確認する手続き ・任意代理人本人であることを確認する手続き 等を ⇒ <b>要綱で規定</b>
§24 開示決定等の期限 開示請求があった日の翌日から起算 して <b>14日以内</b>	§83 開示決定等を行う期限 請求があった日から <b>30日以内</b>	開示決定等を行わなければ ならない期限が異なる	現行条例(開示請求があった日の翌日から起算して 14日以内)と同様の期限を <b>条例で規定</b>
§31 簡易開示 開示請求によらない簡易な開示手続 きを要綱で規定できることとする	(なし)	規定なし	「簡易開示制度」として <b>条例で規定</b> し、現行の運用を 継続できるようにする
§32 費用の負担 行政文書の写しの作成及び送付に要 する費用を <b>実費として徴収</b>	§89 手数料の額 行政文書 <b>1件あたり手数料300円</b> (オンラインの場合200円)	条例で手数料の額を定めな ければならない	手数料を無料とする旨を <b>条例で規定</b> するとともに、写し の交付等に要する費用を <b>実費</b> として徴収する
§33、41 訂正請求権、消去・利用 停止請求権 (1)請求を行うには開示請求前置 (2)請求できるのは <b>開示日の翌日から 起算して1年以内</b>	§90 訂正請求権 <b>開示日から90日以内</b>	訂正等請求を行える場合 (開示日からの日数)が異 なる	開示請求の前置を訂正請求の必須要件としないことと し <b>条例で規定</b> (これに伴い開示日から訂正請求期限も設けない)
§38、46 訂正決定等、消去・利用 停止決定等の期限の特例 請求から <b>60日以内</b> に決定することによ り事務の遂行に著しい支障が生ずるお それがある場合等は相当の期間内に 訂正決定等をすれば足りる	§95 期限の特例 訂正決定等に特に <b>長期間を要すると 認めるときは、相当の期間内に訂正 決定等をすれば足りる</b>	特例を適用できる場合に関 する記載が異なる	特例延長は、延長後の期限内(60日以内)に決定 することが困難な場合に実施することとされている※5 →対応不要(庁内周知)



## 3月2日の小委員会において調査審議した事案の答申について

### 1 概要

3月2日開催の個人情報保護審議会小委員会において、委員数が定足数に達せず、答申の決定に至らなかった（調査審議は実施）ため、答申の決定を審議会で行おうとするもの

### 2 事案の概要等

区分	事案	概要
電子計算機 処理	名古屋市立高等学校入学者選抜ネットワーク	各高校の専用端末から県のシステムへの接続に伴う電子計算機処理の開始
	期日前・不在者投票システム	無線回線の導入に伴う個人情報の保護に関する事項についての重要な変更
特定個人情報 保護評価 第三者点検	個人住民税 軽自動車税 固定資産税 に関する事務	電子申請システム導入に伴う重要な変更に関する保護評価の第三者点検

### 3 調査審議の内容

別紙のとおり

【参考】名古屋市個人情報保護条例第54条に定める小委員会の設置及び運営に関する規程

(定足数)

第6条 小委員会は、委員の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。ただし、3人の委員全員が出席しなければ、第9条第1項の答申とする結論を決定できない。

# 名古屋市個人情報保護審議会小委員会 議事録

開催日時	令和4年3月2日(水) 午後3時30分～午後5時00分
開催場所	オンラインによる開催 (西庁舎11階 西11B会議室)
出席委員	間瀬委員長、川上委員
その他出席者	事務局等： ・スポーツ市民局市政情報室長始め4名 ・総務局情報化推進課長始め4名 実施機関： ・教育委員会事務局指導部指導室主幹始め3名 ・市選挙管理委員会事務局次長始め3名 ・財政局財務システム整備室長始め5名
会議次第	(議題1) 個人情報の電子計算機処理の開始について(公開) ・名古屋市立高等学校入学者選抜ネットワーク (教育委員会事務局指導室)  (議題2) 個人情報の電子計算機処理に係る重要な変更について(公開) ・期日前・不在者投票システム (市選挙管理委員会事務局選挙係)  (議題3) 特定個人情報保護評価書に係る第三者点検について(公開) ・個人住民税に関する事務 ・軽自動車税に関する事務 ・固定資産税に関する事務 (いずれも財政局税務システム整備室)
会議資料	別添のとおり

議題 1	個人情報電子計算機処理の開始について（公開）
対象事案	名古屋市立高等学校入学者選抜ネットワーク（教育委員会事務局指導室）
発言要旨	<p>（事務局及び実施機関の説明の後に行われた質疑応答の内容）</p> <p><b>間瀬委員長</b>  ○高校入試は、市立高校と県立高校で第一希望、第二希望が取れて、合格高校が決まるということで良いか。  →実施機関  おっしゃるとおり。</p> <p><b>間瀬委員長</b>  ○教育委員会（指導室）のシステム内で全体の高校の成績を集めて確定するのか。  →実施機関  教育委員会（指導室）内は、（情報が）通過するだけで、指導室側で情報を収集・蓄積することはない。</p> <p><b>間瀬委員長</b>  ○各高校は自校を第一希望とする生徒の成績と順位及び他高校で受験した自校を第二希望とする生徒の成績を収集するということか。  →実施機関  システムに該当の情報が集まり、各高校はそれをダウンロードして使用する。教育委員会（指導室）内では情報を管理しない。暗号化の復元等で、ファイアウォールを設置して、セキュリティを高めてはいる。</p> <p><b>間瀬委員長</b>  ○システムというのは、図の右端（県）のシステムということか。  →実施機関  おっしゃるとおり。</p> <p><b>間瀬委員長</b>  ○各高校は県のシステムからデータを取ってきて、各高校で順位を付けるあるいは合否を決定するということか。  →実施機関  合否の決定は（県の）システムで行う。各高校はそれを取り込むのみである。</p> <p>（実施機関退出後）</p>

間瀬委員長

○他にご意見等はあるか。

→全委員意見なし。

〈結論〉

諮問に係る個人情報の保護対策については、次回の個人情報保護審議会において異論がなければ、妥当である旨の答申を行う。

議題 2	個人情報電子計算機処理に係る重要な変更について（公開）
対象事案	期日前・不在者投票システム（市選挙管理委員会事務局選挙係）
発言要旨	<p>（事務局及び実施機関の説明の後に行われた質疑応答の内容）</p> <p><b>間瀬委員長</b>  ○現行では、駅や図書館などサテライトで行っていることを有線ではなく無線で行うというところが新しいということか。  →実施機関  おっしゃるとおり。</p> <p><b>間瀬委員長</b>  ○無線ということなので多くの箇所で行うのかと思ったが、とりあえず3箇所での開始ということか。  →実施機関  期日前投票者が年々増える中で、既に実施している区役所・支所においても事務的労力が大きいため、区とよく調整する必要があり、当面は少しずつ増やしていきたいと考えている。</p> <p><b>間瀬委員長</b>  ○閉域網での通信ということで1対1対応の通信となると思われるが、サーバー側でも3箇所分（それぞれの）受け口があるということか。  →実施機関  サーバー側で通信を受けることになるため、使用する閉域網は1つの事業者と契約して6回線使用することになるが、受け口としては1つという理解である。閉域網のネットワーク事業者側に3つの受け口がある。</p> <p><b>間瀬委員長</b>  ○シンクライアント端末のWi-Fi機能は、外部装置を使用するよう設定するのか。  →実施機関  シンクライアント端末のWi-Fi機能はオフにする。管理上は、市選挙管理委員会が一括で管理するということになるため、現場の方で機能を変更することはできない。</p> <p><b>間瀬委員長</b>  ○システムのトラブルが起きた場合、そのサポートを行うのは外部委託事業者か。  →実施機関  サテライトスポットでの投票を行う際にも市職員は必ず立ち会う</p>

ことになるため、ひととおりの知識を持った者が現場にいるという前提で、システムにアクセス的な障害があった場合は、サポートを依頼している民間事業者を確認する。

**間瀬委員長**

○一次対応は市職員が行い、それでも解決できない場合に委託事業者に電話等で連絡をとり、それでも解決しなければ最終的に（委託事業者に）現場に来てもらうということか。

→実施機関

おっしゃるとおり。それに備えてPDFで投票の情報も持っている。

**間瀬委員長**

○要素認証だとその人でなければログインできず、面倒ではないか。

→実施機関

顔とパスワード（による認証）になるため、当日従事する職員に登録してもらうことになる。ただし、期日前投票は、決まった職員が受け付けを行い続けることになるため、一日の中で見ればそれほど手間が増えるものではないと考えている。

**間瀬委員長**

○シンクライアント端末と無線回線は、通年貸借契約で、使用しないときは金庫等で保管するということか。

→実施機関

シンクライアント端末は市側で購入する。通信回線も年間契約のため、使用しないときにも（市で）保有する。

（実施機関退出後）

**間瀬委員長**

○他にご意見等はあるか。

→全委員意見なし。

**〈結論〉**

諮問に係る個人情報の保護対策については、次回の個人情報保護審議会において異論がなければ、妥当である旨の答申を行う。

議題3	特定個人情報保護評価書に係る第三者点検について（公開）
対象事案	個人住民税に関する事務・軽自動車税に関する事務・固定資産税に関する事務（財政局税務システム整備室）
発言要旨	<p>（事務局及び実施機関の説明の後に行われた質疑応答の内容）</p> <p>間瀬委員長  ○電子申請システムを導入してもアナログな処理を行うということか。  →実施機関  申請書が郵送で届く場合は紙媒体が残るため、電子での統一が難しいと考えている。</p> <p>間瀬委員長  ○ヒューマンエラーが生じ得る状況が残るため、その部分については注意して運用してもらうことになる。</p> <p>（実施機関退出後）</p> <p>間瀬委員長  ○他にご意見等はあるか。  →全委員意見なし。</p> <p>〈結論〉  諮問に係る保護評価書及び保護評価書に記載された内容は、次回の個人情報保護審議会において異論がなければ、適正である旨の答申を行う。</p>

名古屋市個人情報保護審議会小委員会における令和3年度答申について

実施機関（所管課）	事案
上下水道局調査課	検針・検満モバイルシステム
健康福祉局高齢福祉課	敬老パス乗車実績データ取得に係るネットワーク
名古屋市立大学教務企画室	TEEP e-learning
名古屋市立大学医事課	名古屋市立大学病院情報システム（オンライン資格確認）
消防局消防課	ドローン
総務局情報化推進課	行政情報ネットワーク
子ども青少年局保育企画室	子どものための教育・保育給付(保育所等入所)に関する事務
健康福祉局健康増進課	健康増進事業に関する事務
上下水道局技術管理課	工事評定システム
上下水道局技術管理課	施設総合管理システム
名古屋市立大学総務課	安否情報システム
スポーツ市民局市民活動推進センター	なごや★ぼらんぼナビシステム
健康福祉局健康増進課	こころの絆創膏システム
経済局中央卸売市場南部市場	中央卸売市場南部市場情報システム
健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策室	予防接種に関する事務
名古屋市立大学東部医療センター	東部医療センター病院情報システム
住宅都市局建築審査課	建築情報システム
名古屋市立大学教務企画課	LX・DX システム